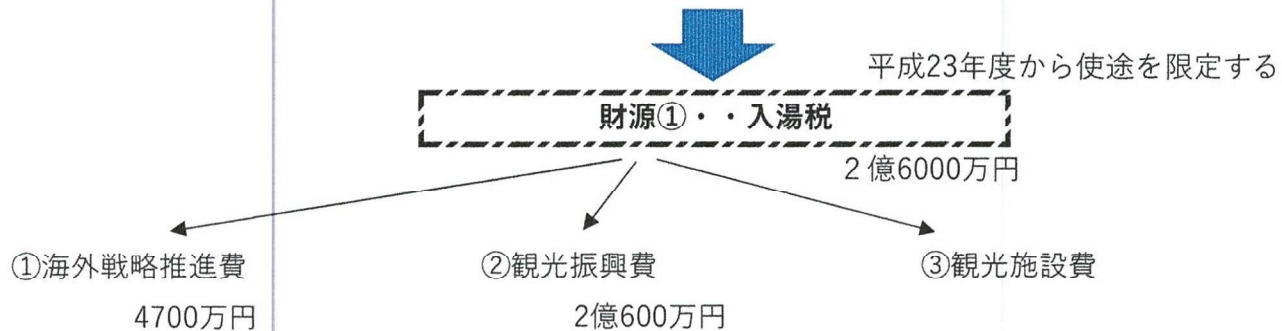
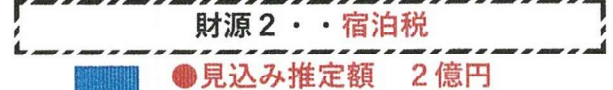


税の使途・・・「観光振興」**●最大予算枠=入湯税+宿泊税で約7億円相当の使い道と効果は？**

令和7年4月当初



※ 令和7年の10月以降の下半期

**観光振興予算枠・・・訳4億円から4億5000万円へ拡大する。****入湯税の使途見直しの検討** 法が定めるは4つの目的がある。

1. 鉱泉現の保護管理施設整備
2. 環境衛生施設の整備
3. 消防活動に必要な施設整備
4. 観光の振興

令和2年・2020年には行政計画書に提示済であった。

前提的な課題である、「入湯税の使途」が??--今後の使途は。**① 観光振興への全額予算の充当で適正なのか？**

※ 年間200万人声の宿泊客見込みに一人当たり税額200円からの宿泊税総額は・・・

年間総額・・・4億円を超えることが推認できる。

よって、令和6年度の当初予算ベースから「従来の観光振興」2.6億円
宿泊税により、充足可能である。。。

※※ 提示される使途や事業に係り、どのように配分されるのかを視る